

空き家解体費補助事業について

周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等または不良住宅(木造または鉄骨造)に該当する危険な空き家を解体する者に対して、当該空き家を解体するための費用の一部を補助します。

■補助金額

次の①～③で算定した金額のうち、**最も低い金額**を補助します。

① 解体に要する費用の業者見積額(税抜) × 補助率(4/5)

② 解体する空き家の延床面積(m²) × 単価12,000(円/m²)

※解体に必要な車両等の進入が困難と認められる場合は、

②' 解体する空き家の延床面積(m²)
× 国土交通大臣の定める標準除却費(毎年変動) × 補助率(4/5)

2026年度標準除却費単価：
木造 36,000(円/m²) × 4/5 = 28,800(円/m²)
鉄骨造 51,000(円/m²) × 4/5 = 40,800(円/m²)

③補助限度額 50万円

③' 申請者が個人であり、世帯の計算後の月収額が21万4千円以下かつ、
資産(預貯金及び有価証券の総額)が1,000万円以下である場合
補助限度額 100万円

■補助の対象要件

○空き家は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する「**特定空家等**」(ただし、同法第14条第3項に規定する命令に係る部分を除く)もしくは、住宅地区改良法第2条第4項に規定する「**不良住宅**」(災害(単なる火災は含まず)により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む)に該当し、かつ住宅の不良度の測定基準による評点の合計が100点以上の物件であること。

○申請者が空き家の所有者と異なる場合、もしくは、空き家の所有者が複数の場合には、本補助事業を行うことについて、協議が整っていることを原則とし、本補助金を受けて解体することについて、不利益を受けることになる全ての者から承諾を得ていること。

○解体工事は交付決定から60日以内に着手すること。

○空き家解体後は、当該敷地が管理不全な状態にならないよう、適正に管理すること。

* 補助金は予算の範囲内で交付します。

* 補助を受けられるためには、**解体工事着手前**に申請が必要です。

* 申請方法、その他要件については、空家対策課までご確認ください。



東大阪市 空家対策課

東大阪市荒本北一丁目1-1

(本庁舎15階)

電話

06-4309-3244

詳しくは

東大阪市 空家対策課

検索